

相続税の税務調査省略が期待される相続税申告書作成のポイント ～ 書面添付制度の活用 ～

その1

新年明けましておめでとうございます。本年も定期的に資産税に関連する項目について情報発信をしていきたいと思っております。ご期待ください。

今回からシリーズで、相続税の税務調査省略が期待される相続税申告書作成のポイントについて解説することとします。

令和5年度に申告された相続税について、令和6事務年度に実地調査が行われたと仮定すると、相続税の申告件数（課税状況）は15.5万件ほどであることから、実地調査（9,512件）の割合は6.1%ほどしかありません。しかし、税務調査を受けると大半が修正申告となっています。

税務署は税務調査の対象先はAIなどを駆使して効率よく選別できるようにしています。そのため、税務調査の対象先に選別されないような相続税申告書の作成が重要です。

相続税の申告に当たり、税理士が相続税の申告書作成に関わり、かつ、書面添付制度を活用することで、相続税の実地調査の省略が期待されます。

1. 書面添付制度の概要

書面添付制度は、税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであり、税務当局は、本制度の執行に当たっては、制度の理解を更に深め、その趣旨を踏まえた適正・円滑な運用を行い、制度の普及・定着を図ることとしています。

2. 制度の運用について

統括官等は、申告書に添付書面の添付がある相続人等に対し実地の調査等を行おうとする場合には、事前通知を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示することとしています。

3. 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われます。

4. 調査に移行しない場合

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行うこととしています。

5. 調査に移行する場合

意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行うこととしています。

● 令和2年度～令和6年度：税理士法第33条の2に規定する相続税の書面の添付割合と相続税の税理士関与割合（単位：%）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
書面添付割合	22.2	23.1	23.4	24.3	24.6
税理士関与割合	86.1	86.1	85.9	86.3	86.5

（文責：山本和義）